

給付年金コーナー

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトクです！

国民年金の保険料を納めるときに口座振替やクレジットカード納付を利用すると、保険料を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れが防げます。また、保険料が引きされる前納を利用することができます。

【お申込み期限】

まとめて前払い（前納）の場合

- ・ 4月末日からの前納… 2月末日までにお申し込みください。
「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」
- ・ 10月末日からの前納… 8月末日までにお申し込みください。
「6カ月前納（10月～翌年3月）」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※口座振替は開始までお申し込みから1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。

※お申し込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間は「翌月末振替」となりますのでご注意ください。

【手続き方法】

口座振替の申込みは、「国民年金保険料口座振替納付申出書」、クレジットカード納付の申込みは、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」にご記入のうえ、年金事務所又は金融機関へご提出ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

定額減税額が課税額を上回ることが見込まれる方への 「調整給付金」のお知らせ

国が実施する物価高への支援の一環として、令和6年6月から順次「所得税と住民税の定額減税」が行われていますが、定額減税額が課税額を上回ることが見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

長瀬町では、次のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

【お知らせ方法】 郵送で通知（対象の方“のみ”通知が届きます）

【通知が届く時期】 8月上旬～8月中旬頃

【必要な手続き】 通知に同封されている「確認書」に、必要事項を記入して返送

【返送の期限】 令和6年9月30日（予定）

【給付方法・時期】 「確認書」で指定した口座へ振込・返送後およそ2～3週間後

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線115

8月の納期

●町県民税

- 普通徴収（第2期分）
- 特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

- 普通徴収（第2期分）
- 特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

- 普通徴収（第2期分）
- 特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

- 普通徴収（第2期分）
- 特別徴収（第3期分）※今月支給される年金から天引きされます。

納期限は9月2日(月)です。口座振替の場合は8月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143